

【別紙様式】

姫路市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	地場産業振興事業		
総事業費 (千円)	17,821千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	15,300千円
事業概要	①目的 コロナ禍における外出自粛や飲食店の休業等により多大な影響を受けている清酒製造業及び小売酒販店について、姫路の日本酒の認知度向上や消費振興、需要を拡大し地域経済の維持、回復を図るため。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：17,821千円 (内訳) 景品購入費 12,518千円、PR物製作費 1,141千円、広告宣伝費 1,589千円 通信費 731千円、事務費 1,842千円 ③交付対象 1) 交付対象者 姫路小売酒販組合 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 姫路小売酒販組合は、酒類による社会的弊害や国民衛生等に配慮し、飲酒文化の継承と安定した経営管理並びに適正な飲酒環境の維持向上などを目的に、組合員の法律遵守のための指導助言、酒類販売管理研修などを実施する団体であり、コロナ禍で傷んだ地域経済の回復と地場産業（清酒製造業）の振興に資する公益性の高い事業であると認められるため、補助金を交付する。 ④期待される効果 姫路の日本酒の認知度向上、消費振興		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	地場産業振興事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、飲食店の休業等により、日本酒の消費が大きく減退し、このままでは事業の継続が困難な状況に陥っている。姫路小売酒販組合を補助対象者として補助金を交付し、姫路の日本酒の認知度向上、消費振興を図る本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

姫路市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	商店街活性化事業（県市協調）		
総事業費 （千円）	148,389千円	交付金関連事業費 （交付対象経費） （千円）	50,000千円
事業概要	①目的 新型コロナウイルス感染症による市内商店街のダメージを回復するため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付き商品券・ポイントシールの発行を支援し、消費喚起と地域商業の活性化を図る。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：148,380千円 （内訳） 補助対象者①（商店街団体11団体）：補助金114,333千円（プレミアム分102,865千円、事業費11,468千円） 補助対象者②（商店街団体3団体分）：補助金34,047千円（プレミアム分27,437千円、事業費6,610千円） ③交付対象 1）交付対象者 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及びそれに準ずる団体、またはそれらの団体で構成される連合体 2）交付対象者の選定理由・選定方法 本事業は兵庫県と本市が協調し、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた商店街等が取り組むプレミアム付き商品券・ポイントシールの発行を支援することで、ダメージを受けた地域経済の回復、消費喚起に資する事業であると認めた場合に、補助金を交付するものである。事業実施団体を募集し、その事業内容が適当と認められた団体を選定する。 ④期待される効果 消費喚起、地域商業の活性化		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	商店街等を補助対象者として補助金を交付し、地域商業の活性化、消費喚起を図る本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

姫路市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	姫路市地域公共交通（乗合バス）新型コロナウイルス対応型運行事業		
総事業費 （千円）	47,046千円	交付金関連事業費 （交付対象経費） （千円）	68,070千円
事業概要	①目的 市内の路線バス事業者が行う新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に要する経費及びコロナ禍における路線バスの運行・維持経費の一部を支援することにより、市民が安全・安心して地域公共交通を利用することができる環境の確保及び維持を図るため。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：47,046千円 対象運行期間：令和3年8月20日～令和4年2月15日(計180日間) 補助(支援)対象路線（市内乗り入れ系統）：市内141系統 運行経費（日/24千円/台）×（輸送力割合－輸送人員割合）－国庫補助金等収入 実施事業 車内の乗車密度を上げないよう減便等を最小限に抑制し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る。 ③交付対象 1）交付対象者：神姫バス株式会社 2）交付対象者の選定理由・選定方法（交付対象事業者要件） ・道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 ・新型コロナウイルス対応型運行を実施する事業者 ・市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する乗合バス事業者で市内を含む路線を定めて定期に運行する者 ④期待される効果 市内の公共交通（路線バス）の運行継続、路線を維持することにより、公共交通利用者の移動手段の確保を図る。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	市内の公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、勤務体系の変化等の影響により、利用者が大きく減少し、路線の維持が困難な状況にある。市内の公共交通事業者（路線バス）を補助対象者として補助金を交付することにより、広く市民の移動手段を確保し、社会経済基盤を安定的に確保することは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域公共交通の確保を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

姫路市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	姫路市地域公共交通（鉄道）新型コロナウイルス対応型運行事業		
総事業費 (千円)	13,931千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	68,070千円
事業概要	①目的 市内の鉄道事業者が行う新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に要する経費及びコロナ禍における鉄道の運行・維持経費の一部を支援することにより、市民が安全・安心して地域公共交通を利用することができる環境の確保及び維持を図るため。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：13,931千円 対象運行期間：令和3年8月20日～令和4年2月15日(計180日間) 補助(支援)対象路線（市内完結路線）：網干線 運行経費（日/96千円/台）×（輸送力割合－輸送人員割合）－国庫補助金等収入 実施事業 車内の乗車密度を上げないよう減便等を実施せず、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る。 ③交付対象 1）交付対象者：山陽電気鉄道株式会社 2）交付対象者の選定理由・選定方法（交付対象事業者要件） ・鉄道事業法に規定する鉄道事業者 ・新型コロナウイルス対応型運行を実施する事業者 ④期待される効果 市内の公共交通（鉄道）の運行継続、路線を維持することにより、公共交通利用者の移動手段の確保を図る。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	市内の公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、勤務体系の変化等の影響により、利用者が大きく減少し、路線の維持が困難な状況にある。市内の公共交通事業者（鉄道）を補助対象者として補助金を交付することにより、広く市民の移動手段を確保し、社会経済基盤を安定的に確保することは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域公共交通の確保を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		